

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を、知事の事務部局に移管することに伴う組織改正に係る規定について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 文化財の保護に関する事務の知事の事務部局に移管に伴い、委員会に付議する事項から文化財に関する事務を削る。
- (2) 文化財の保護に関する事務の知事の事務部への移管に伴い、知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項のうち、県民文化部長に補助執行させる事項から長野県立美術館に関するなどを削り、ユネスコ活動に関するなどを加える。
- (3) スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）の知事の事務部への移管に伴い、知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項のうち、観光部長に補助執行させる事項を削る。
- (4) 所の長の代決から長野県立歴史館を削る。
- (5) 長野県体育センターの廃止に伴い、長野県体育センター所長の代決を削る。

3 施行期日

令和6年4月1日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月　　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　　号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(13)を削り、同(14)を同(13)とし、同(15)を同(14)とし、同(16)を同(15)とし、同(17)を同(16)とし、同(18)を同(17)とする。

別表第3の1の(4)中「別表第1の(17)」を「別表第1の(16)」に改める。

別表第6の1中「長野県立美術館」を「ユネスコ活動」に改め、同2を削り、同3を同2とする。

別表第7の1中「、県立長野図書館長及び長野県立歴史館長」を「及び県立長野図書館長」に改め、同2を削り、同3を同2とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(別表第1) (第4条関係) 委員会に付議する事項 (1)～(11) 略 (12) 教育、学術及び文化に関する功績者の表彰に関すること。 <u>(削る)</u>	(別表第1) (第4条関係) 委員会に付議する事項 (1)～(11) 略 (12) 教育、学術及び文化に関する功績者の表彰に関すること。 (13) 文化財の指定、解除及び選択、無形文化財の保持者及び保存団体の認定及及び解除並びに選定保存技術の選定及びその保持者及び保存団体の認定及及び解除に関すること。 <u>(14)～(18) 略</u>
(別表第3) (第6条関係) 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 (1)～(3) 略 (4) 教科用図書採択地区の設定及び変更並びに教科用図書の採択 (別表第1の(16)に掲げる事項を除く。)に関すること。 (5)・(6) (略)	(別表第3) (第6条関係) 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 (1)～(3) 略 (4) 教科用図書採択地区の設定及び変更並びに教科用図書の採択 (別表第1の(17)に掲げる事項を除く。)に関すること。 (5)・(6) 略 2 略
(別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項 1 県民文化部長に補助執行させる事項 ユネスコ活動に関すること <u>(削る)</u>	(別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項 1 県民文化部長に補助執行させる事項 長野県立美術館に関すること 2 觀光部長に補助執行させる事項 長野県山岳総合センターに関すること。
2 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。 (2) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、单身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。 (別表第7) (第9条関係) 所の長の代決	3 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。 (2) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、单身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。 (別表第7) (第9条関係) 所の長の代決
1 教育事務所長、長野県総合教育センター所長及び県立長野図書館長の代決	1 教育事務所長、長野県総合教育センター所長、 <u>県立長野図書館長及び長野県立歴史館長の代決</u>

改正案	現行
(1) 次長又は副館長	(1) 次長又は副館長
(2) (1)の者もともに不在のときは、その事務を所管する分掌組織の長 <u>(削る)</u>	(2) (1)の者もともに不在のときは、その事務を所管する分掌組織の長 2 長野県体育センター所長の代決 次長
2 南信教育事務所飯田事務所長及び長野県生涯学習推進センター所長の代 決 所の長が指定する職員	3 南信教育事務所飯田事務所長及び長野県生涯学習推進センター所長の代 決 所の長が指定する職員